

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、法令の遵守に基づく企業理念の重要性を認識するとともに、経営環境の変化に対応した意思決定の迅速化と、経営の効率性及び透明性を向上し、企業価値を高めることを基本的方針としている。

その実現のために、現在の株主総会、取締役会、経営会議、監査役会、会計監査人など法律上の機能制度を十分活用し、コーポレートガバナンスを充実させていきたいと考えている。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1 - 2 - 4】議決権の電子行使を可能とするための環境作り、招集通知の英訳

当社は、機関投資家や海外投資家の比率が些少のため、議決権の電子行使や招集通知の英訳を採用しておりませんが、今後の株主構成の変化等状況に応じて検討を進めることとしております。

【補充原則3 - 1 - 2】英語での情報開示・提供

当社は、機関投資家や海外投資家の比率が些少のため、英語での情報の開示・提供は実施しておりませんが、今後の株主構成の変化等状況に応じて検討を進めることとしております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1 - 4】いわゆる政策保有株式

(政策保有に関する方針)

当社は、業務提携、取引の維持・強化及び株式の安定等の保有目的の合理性や当社の財務状況を踏まえたうえで保有することを基本方針としております。

また、政策保有株式の買い増しや処分の要否は、当社の成長に必要かどうか、他に有効な資金活用はないか等の観点で、担当取締役による検証を適宜行い、必要に応じ取締役会に諮ることとしております。

(議決権行使に関する方針)

同株式に係る議決権行使については、その議案が当社の保有方針に適合するかどうかに加え、発行会社の効率かつ健全な経営に役立ち、企業価値の向上を期待できるかどうかなどを総合的に勘案して行っております。

【原則1 - 7】関連当事者間の取引

当社が、当社の役員及び主要株主等と取引を行う場合は、取引条件が一般の取引と同様であることが明白な場合を除き、事前に取締役会での審議・決議を要することとしております。

また、役員に対しては、「関連当事者との取引に関する調査表」の提出を求めており、自身及び近親者、過半数の議決権を有する団体等の関連当事者との取引について、取引の有無を把握しております。

【原則3 - 1】情報開示の充実

1. 経営理念等、経営戦略、経営計画

当社は企業理念、経営目標、中期ビジョン等を当社ホームページに掲載しております。

2. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は、法令の順守に基づく企業理念の重要性を認識するとともに、経営環境の変化に対応した意思決定の迅速化と、経営の効率性及び透明性を向上し、企業価値を高めることを基本的方針としております。

その実現のために、現在の株主総会、取締役会、経営会議、監査役会、会計監査人など法律上の機能制度を十分活用し、コーポレートガバナンスを充実させていきたいと考えております。【コーポレート・ガバナンス報告書1-1に記載】

3. 取締役の報酬を決定する方針と手続

取締役の報酬の総額(限度額)については、取締役会の承認を経たうえで株主総会にて決議いただいております。

取締役等の報酬の決定方針と手続については、株主総会で承認を受けた報酬枠の範囲内で、取締役については取締役会の授權により

代表取締役が一定の基準により決定し、監査役については、監査役との協議により決定しております。

なお、取締役の報酬は、役位に応じた固定報酬とし、経営環境や世間水準を考慮して設定しております。

4. 取締役・監査役候補等の指名に係る方針と手続

(1) 取締役候補の選任・指名については、当社の企業理念に基づき、当社のみならず当社グループ全体の更なる発展に貢献することを期待できる人物を選任・指名しております。

具体的には、取締役会において、代表取締役社長が各候補者の経歴、有する知見等について丁寧に説明を行い、慎重に審議し承認したうえで、株主総会へ付議しております。

(2) 監査役候補の選任・指名については、中立的・客観的な視点から取締役の職務を監査し、法令又は定款違反を未然に防止する等、当社グループの経営の健全性確保に貢献できる専門的な知見を有する方を選任しております。

具体的には、取締役会において、代表取締役社長が各候補者の経歴、有する知見等について丁寧に説明を行い、慎重に審議し承認したうえで、監査役会の同意を経て、株主総会へ付議しております。

(3) 社外役員候補の選任・指名については、東京証券取引所の定める独立性の要件に従うとともに、各分野における豊富な経験・知見を有し、中長期的な企業価値向上への助言や経営の監督など、専門的かつ客観的な視点からその役割・責務を果たすことができること、

当社が抱える課題の本質を把握し、適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行う能力を有すること等を総合的に判断し行っております。

具体的には、取締役会において、代表取締役社長が各候補者の経歴、有する知見等について丁寧に説明を行い、慎重に審議し承認したうえで、株主総会へ付議しております。

5. 取締役・監査役の個々の指名の理由

取締役の個々の指名の理由につきましては、当社定時株主総会招集通知参考書類にて記載しております。(http://www.solcom.co.jp/wordpress/wp-content/uploads/2018/03/g71_1meeting.pdf)

また、監査役の個々の指名の理由につきましては、以下のとおりであります。

・有木 敏雄(常勤監査役)

他社で常務執行役員を経験しており、専門知識と豊富な経験を有しており、客観的な立場から監査を遂行できると判断して監査役としております。

・八幡 芳久(監査役)

他社での経営経験及び監査役として専門知識を有しており、客観的な立場から監査を遂行できると判断して監査役としております。

・八幡 正昭(監査役)

当社取締役及びグループ会社の経営者としての長年の経験と、財務・会計に関する豊富な知見を有しているとともに、当社の事業に精通しており、その経験・知識に基づき取締役会に対しての助言・提言並びに当社の経営に対する監査・監督が期待できることから監査役としております。

・山中 耕司(監査役)

長年にわたり当社の幹部として豊富な業務経験により当社の事業の実務に精通しており、その経験・知識に基づき取締役会に対しての助言・提言並びに当社の経営に対する監査・監督が期待できることから監査役としております。

【補充原則4 - 1 - 1】取締役会の役割、経営陣に対する委任の範囲

当社は、経営の意思決定・監督機関としての取締役会と、業務執行体制としての経営会議を設けております。

取締役会は、法令及び定款に定められた事項のほか、当社及びグループ会社の経営に関する方針や重要事項等を決定しております。

経営会議は、常勤取締役及び常勤監査役並びに社長が指名するメンバーをもって構成されており、当社及びグループ会社の経営戦略や業務執行に関する重要事項を審議する機関としての役割を担っているほか、取締役会で活発な議論が行われるよう、論点整理と事前検討を行っております。

また、取締役会や経営会議で決定された各事項や通常の事業計画に基づく業務遂行を各担当取締役に委嘱しております。

更に、取締役会や経営会議には、常勤監査役も出席しており、課題・問題を迅速に察知・対処できる仕組みとなっております。

執行役員は、統括する部門における業務遂行の実施責任を負っております。

【原則4 - 8】独立社外取締役の有効な活用

当社は、会社の持続的成長と中長期的な企業価値向上を図るため、会社法で定める社外取締役の要件及び東京証券取引所が定める独立性基準に従い、独立役員である社外取締役を2名選任しております。

【原則4 - 9】独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社は、社外取締役の選任にあたっては、会社法に定める社外取締役の要件及び東京証券取引所の定める独立役員にかかる独立性基準を満たす者としております。

【補充原則4 - 11 - 1】取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方

当社の取締役会は、業務執行の監督と重要な意思決定を行うため、豊富な専門知識・経験と多様かつ高度なスキルをもった取締役に構成されることが必要であると考えております。取締役の選任にあたっては、代表取締役社長から各候補者の経歴、有する知見等について丁寧に説明を行い、慎重に審議し承認したうえで、株主総会へ付議しております。

【補充原則4 - 11 - 2】取締役・監査役の兼任状況

当社の社外役員の上場会社等との兼任状況については、事業報告及び株主総会参考書類において開示しております。詳細については、当社ホームページをご参照ください。(http://www.solcom.co.jp/IR/)

【補充原則4 - 11 - 3】取締役会全体の実効性の分析・評価

当社は取締役会において、全ての取締役及び監査役に対しアンケートを実施し、取締役会の実効性について分析・評価を行うとともに、その分析・評価結果を取締役会で審議することとしております。

平成29年度の取締役会全体の実効性に関する分析・評価結果は以下のとおりであります。

1. 評価方法

取締役会の実効性に関する評価の趣旨等を説明の上、全ての取締役及び監査役に対してアンケートを実施し、全ての取締役及び監査役から得た回答を集計・分析し、課題や今後の取り組みの方向性について議論いたしました。

2. 評価結果

当社の取締役会の実効性は、概ね確保されていると分析・評価いたしました。

また、更なる実効性向上のために今後取り組むべき課題として、運営方法の見直し及び議論の更なる活性化を図るための取締役会資料の工夫や早期配付が挙げられ、改善に取り組むこといたしました。

これらの評価結果を踏まえ、当社は更なる議論の活性化・充実を図り、取締役会の実効性向上に努めてまいります。

【補充原則4 - 14 - 2】取締役・監査役に対するトレーニングの方針

当社は、新任取締役に対しては、就任後早期に外部研修の受講をルール化し、その他法的知識等の醸成のための役員研修を定期的に行っております。また、監査役に対しては、監査役協会等主催の諸研修を通じ、法務・財務を始め複合的な知識習得研修の受講により、監査役の役割・責務遂行に資しています。また、コーポレートガバナンスの強化のため、研修等で得た知識は取締役の知識向上につなげるため、経営会議等でタイムリーな説明を行っております。

【原則5 - 1】株主との建設的な対話に関する方針

当社では、IR担当取締役として、取締役総務部長を選任するとともに、総務部をIR担当部署としております。また、当社の経営戦略や経営計画に対する理解を得るため、当社ホームページに経営に関する情報の掲載及び問い合わせ窓口を開設する等、株主や投資家との建設的な対話に努めています。

また、株主との建設的な対話を促進するため、全ての株主宛に当社の業績やトピックスをまとめた「株主通信」を年2回送付しております。

更に、株主からの対話の申込みに対しては、合理的な範囲で総務部が経営企画部、経理部、各事業本部等及び各グループ会社との連携を図り、対応することとしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
公益財団法人八幡記念育英奨学会	525,480	8.88
株式会社ミライト・テクノロジーズ	354,185	5.99
双栄興業株式会社	260,200	4.40
ソルコム社員持株会	233,742	3.95
株式会社三井住友銀行	212,226	3.58
三菱UFJ信託銀行株式会社	205,864	3.48
株式会社サンテック	190,200	3.21
花本泰孝	177,320	2.99
Yホールディングス株式会社	128,400	2.17
浜田淑生	99,420	1.68

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	12月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
八幡 欣也	他の会社の出身者													
安村 和幸	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
八幡 欣也		(株)サンテック及び(株)Sunsハウジング並びに(株)トヤマコーポレーションの代表取締役社長である。	経営者として長年の実績があり、経営判断に際し、多様かつ客観的見地から適切な助言を受けるために選任しております。 また、代表取締役を務める(株)サンテックなど3社は当社との取引はあるものの、当社の意思決定に対して影響を与えるほどの取引ではなく、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

安村 和幸	安村法律事務所の所長である。	弁護士としての高度な専門知識と豊富な経験に基づき、リーガル・コンプライアンス等の見地から適切な助言を受けるために選任しております。 また、所長を務める安村法律事務所は当社との取引はあるものの、当社意思決定に対して影響を与えるほどの取引ではなく、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
-------	----------------	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	6名
監査役員数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

- 1) 監査役と会計監査人の連携状況
監査結果の報告を行うなど互いに連携を取っている。
- 2) 監査役と内部監査部門の連携状況
監査結果の報告を行うなど互いに連携を取っている。

社外監査役員の選任状況	選任している
社外監査役員数	2名
社外監査役員のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
有木 敏雄	他の会社の出身者													
八幡 芳久	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 ）」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 ）」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

有木 敏雄	(株)広島銀行の出身である。	(株)広島銀行で常務執行役員を経験しており、専門知識と豊富な経験を有しており、客観的な立場から監査を遂行していただけると判断しております。 また、当社は複数の金融機関と取引があり、同社に預金等を行っておりますが、借入金は無く、影響度は希薄であり、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
八幡 芳久	(株)Sunsハウジングの監査役である。	経営経験及び監査役として専門知識を有しており、客観的な立場から監査を遂行していただけると判断しております。 また、監査役を務める(株)Sunsハウジングは当社との取引はあるものの、影響度は希薄であり、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
該当項目に関する補足説明	
報酬枠の範囲で、インセンティブを付与している。	
ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明 更新	
取締役に支払った報酬等の総額 136百万円(うち社外取締役 13百万円)	
報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社は役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関しては、取締役についてはその職務に応じて算定される報酬の額に、会社の業績等を総合的に勘案し、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で支給している。また、監査役については、監査役会にて決定した基準に従って、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で支給している。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

- ・社外取締役との窓口は総務部が担当し、随時情報提供・意見聴取を行なっている。
- ・社外監査役の職務を補助するために、監査室の社員を補助者とし、随時情報提供・意見聴取を行なっている。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 [更新](#)

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
松本 剛平	相談役	経営には関与せず、主に社外活動への参加	非常勤・報酬有	2014/03/28	2016年4月1日から 2018年12月31日 まで

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 [更新](#) 1名

その他の事項 [更新](#)

- ・相談役の委嘱につきましては、当社社内規程に則り、当社取締役会の決議事項となっております。
- ・上記の「元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等」における「社長等退任日」には、当社の代表取締役社長を退任した日を記載しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

執行役員制度を導入し、取締役会の意思決定及び監督機能と業務執行機能を明確に区分することにより、経営環境の変化に迅速に対応できる体制を整えている。また、社外取締役を導入し、業務執行機能に対する監督機能を強化している。

監査については、監査室(2名)が計画的に内部監査を実施している。また、不測の事態に備え、補欠監査役1名を選任している。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

社外監査役2名による監査の実施を行っているほか、社外取締役2名による中立性の高い取締役会運営を行っており、経営監視機能の客観性・中立性は十分確保されていると考えております。社外取締役をおかない体制に比べ、客観性・中立性が高まると判断されるため、現在の体制が現在の当社にとって最適であると判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	議決権を早期に行使していただくよう、関連のある株主へ電話等により事前連絡をしている。 ホームページにIRに関するお問い合わせ窓口を設置している。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	財務ハイライト、決算短信、有価証券報告書等、株主通信、招集通知、WEB開示資料、定款一部変更、業績予想の修正、単元株式数の変更及び株式併合	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「倫理・行動規準」を作成した。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001をH17.5.13に認証取得し、環境方針をホームページへ掲載した。 個人情報保護への取り組みのため、PマークをH17.12.13に認証取得し、個人情報保護方針をホームページへ掲載した。 CSR推進本部をH19.4.1に設置した。 自動車環境計画書を毎年ホームページへ掲載している。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 社長を委員長とする内部統制委員会は、法令等の遵守の状況を横断的に統括し、重要事項は、適時経営会議、取締役会に報告するとともに適切な対策を講じるよう指示する。
 - 2) CSR推進本部は「倫理・行動規準」に基づき、取締役及び使用人が法令・規程類及び社会通念等を遵守した行動をとるよう教育・指導を行う。
 - 3) CSR推進本部は法令、定款及び規程類に反する行為を早期に発見する事を目的として常勤監査役を窓口として設置した「倫理・行動規準ヘルプライン110番」を周知する。
 - 4) 監査室は定期的に業務監査を行い、法令、定款及び規程類違反の有無を検証し、違反を発見した場合は改善を指示する。
 - 5) 反社会的勢力の排除に向けて、反社会的勢力との関係を遮断し、不当な要求は一切受け付けず、警察当局や顧問弁護士等と協力・連携を図り毅然とした姿勢で対応する。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、当社の規程類及びそれに関する各管理マニュアルに従い適切に保存・管理する。
- (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) コンプライアンス・情報セキュリティ・安全・品質・環境・災害などに係るリスクについては、それぞれの対応部署で、規程類に基づき適切な対策を実施し、リスクの低減を図る。
 - 2) 新たに生じたリスクへの対応のために必要な場合には、速やかに対応責任者となる取締役を定める。
- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 事業計画のマネジメントについては、企業理念を機軸に中期計画及び毎年策定される年度計画に基づき各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動する。また事業計画の進捗状況については、毎月の月次管理会議で検証する。
 - 2) 業務執行のマネジメントについては、取締役会規則に定められている事項は、取締役会で、その他の重要事項は、経営会議で、経営判断の原則に則り、審議・決定する。
また執行役員制度を活用し、取締役会の意思決定及び監督機能と業務執行機能を明確に区分し、経営環境の変化に迅速に対応する。
 - 3) 日常の業務遂行については、「職務権限規程」・「職制および業務分掌規則」等に基づき権限の委譲を行い、各責任者が意思決定ルールに則り、業務を遂行する。
- (5) 当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 1) 当社が定める「関係会社管理規程」により、当社子会社に対する管理事項等を明確にし、子会社の重要な情報を報告させる体制を確保する。
 - 2) 当社子会社に対する当社の監査役による監査実施体制を確保する。
 - 3) 監査室は計画的に当社子会社を監査し、その結果を経営会議に報告する。
- (6) 監査役を補助すべき使用人を置くことに関する事項
監査室の構成員を補助使用人とし、監査役会の事務局兼務もあわせて担当する。
- (7) 当社の監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - 1) 監査役を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を得るものとする。
 - 2) 監査役を補助すべき使用人は、監査役を補助することについて、監査役の指示に従うものとし、取締役その他業務執行部門に属する者からいかなる指示も受けないものとする。
- (8) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - 1) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うものとする。
 - 2) 前項の報告・情報提供として主なものは次のとおりとする。
 - ・会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実
 - ・法令遵守の状況
 - ・監査室が実施した内部監査の結果
 - ・事業の遂行状況
 - ・「倫理・行動規準ヘルプライン110番」の運用及び通報への対応の進捗状況
 - ・人身事故・設備事故の情報
 - 3) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査役に報告したことを理由に不利な扱いを受けないよう保護するものとする。
- (9) その他当社の監査役が実効的に行われることを確保するための体制
 - 1) 監査室は、必要に応じ監査役会から業務調査の委嘱を受け、監査役会の職務を補助する。
 - 2) 監査役がその職務を執行するにあたり必要な費用は、適切な予算を確保し、臨時の支出にも対応する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力の排除に向けて、反社会的勢力との関係を遮断し、不当な要求は一切受け付けず、警察当局や顧問弁護士等と協力・連携を図り毅然とした姿勢で対応する。

また、対応部署及び対応責任者を定め、対応マニュアルの整備や社内周知等を通じて、すみやかに対処できる体制を構築している。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

< 適時開示体制の概要 >

当社グループでは、全てのステークホルダーに対し適時、適切な会社情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を徹底することにより、投資者の適切な企業評価と信頼を確保することで企業の社会的責任を果たし、健全な企業経営を促すものと認識し、誠実な業務遂行に努めております。

具体的な適時開示の取り組み状況は以下のとおりです。

1. 当社は社内規程において「決定事実に関する情報、発生事実に関する情報及び決算に関する情報」になりうる内部情報等について、連結子会社、各部門等から決定、発生後直ちに情報取扱責任者(総務部長)に報告することを義務付けております。また、関係法令や証券取引所が定める適時開示規則に従い、適時開示に必要な情報に該当する場合は、取締役会の決議の承認を得た後、速やかに公表することとしております。
2. 情報取扱責任者(総務部長)は、総務部、経営企画部、経理部等内部情報を所轄する各部門との連携を図るとともに、経営上の重要な会議等に参加し、重要事項について報告を受け、またはヒアリング等を行い、重要情報を整理・検証し遺漏が生じないよう確認しております。
3. 当社は、TDnetによる東京証券取引所への開示を行うほか、自社ホームページ、各種印刷物等様々な情報媒体・手段により各ステークホルダーとの接点を増やし、開示情報を容易に入手できる機会の充実を図る体制構築に努めております。
4. 継続的なデスクロージャーを確立するため参考資料「2. 適時開示体制」のとおり連絡体制を取り、適正な情報を迅速に報告できる体制を構築しております。

2. 適時開示体制

